

第1 非常電源

消防用設備等に附置する非常電源及び配線は、令及び規則の規定によるほか、次によること。

1 非常電源の種類

規則第12条第1項第4号に規定する「特定防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの」は次によること。

(1) 個々の消防用設備等ごとに判断すること。

(2) 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物については、次によること。

ア 令第9条の規定が適用され用途ごとに一の防火対象物とみなされる場合は、当該一の防火対象物とみなされる部分ごとに判断すること。

イ 令第9条の規定の適用がない場合は、防火対象物の延べ面積により判断すること。

2 非常電源専用受電設備

(1) 高压又は特別高压で受電する非常電源専用受電設備

ア 設置場所

(ア) 規則第12条第1項第4号イ(イ)の規定によるほか、次によること。

a 点検及び操作に必要な照明設備又は電源が確保されていること。

b 点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。

(イ) ピロティーその他の壁等がなく外部に開放されている部分に設ける場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)(1)及び(2)に規定する「屋外」に設けるものとして取扱うこと。

イ 構造及び性能

(ア) キュービクル式のもの、規則第12条第1項第4号イ(ニ)に規定する不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室(以下「不燃専用室」という。)に設置するものを除き、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和50年消防庁告示第7号)の規定に適合するものであること。

(イ) 低压回路に配電盤又は分電盤(以下「配電盤等」という。)を設ける場合は、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)(以下「告示第10号」という。)の規定に適合するものであること。ただし、制御盤内で分岐するものは除く。

(ウ) キュービクル式以外の非常電源専用受電設備の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない危機及び配線と容易に識別できるように離隔又は不燃材料の隔壁で遮へいすること。

(エ) 直列リアクトルが設置されている回路にあつては、コンデンサ又はリアクトル

の異常時に、当該回路を自動的に遮断できる装置を設けること。ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあっては、この限りでない。

ウ 保有距離

別表12の数値以上の保有距離を有するように設置すること。

別表12

種別		(単位：メートル)										
		各面の保有距離				同じ面が相対する場合の保有距離				充電設備又は蓄電池設備との保有距離		屋外・屋上に設置する場合の建築物等との保有距離
		操作面	点検面	換気面	その他の面	操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式の場合	キュービクル式以外の場合	
キュービクル式	適合受電設備	1.0	0.6	0.2	0.0	1.2	1.0	0.2	0.2	0.0	1.0	1.0
	適合受電設備以外	1.0	0.6	0.2	0.2	1.2	1.0	0.2	0.2	/	/	/
キュービクル式以外	配電盤等	1.0	0.6	0.2	/	1.2	1.0	0.2	/	1.0	3.0	3.0
	変圧器、コンデンサ等その他これらに類する機器	/	0.6	/	0.2	/	1.0	/	0.2			

エ 結線方法

規則第12条第1項第4号イ（ロ）に規定する「他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない」は次によること。ただし、認定評価品にあっては、これらに適合しているものとして取り扱うことができる。

(ア) 一般回路が過負荷及び短絡した場合に、短時間で大電流が流れ、一般回路の遮断機、ヒューズ等（以下「遮断機等」という。）によっては、保護できずに非常電源回路の遮断器等が作動することがないように常に一般回路の分岐の一次側の遮断器等の遮断特性が二次側の遮断器等の遮断特性よりも大きくなるよう保護協調を図ること。

a ネットワーク方式

複数の特別高圧配電線から受電し、各回線の変圧器二次側を連係した方式で1回線が停止しても支障なく受電することができる。

b ループ方式

2回線で受電する方式で、1回線が呼称してもその回線を遮断することにより、他の回線から受電することができる。

c 特別高圧受電による配電

d 高圧受電による配電

オ 容量

変圧器の容量は、非常時に加わる負荷の需要率（同時稼働の割合）を100%として算定すること。

(2) 低圧で受電する非常電源専用受電設備

ア 設置場所

配電盤等の設置は、規則第12条第1項第4号イ（ホ）の規定によるほか、次に

よること。

(ア) 前(1)、ア、(ア)、a及びbによること。

(イ) ピロティーその他の壁等がなく外部に開放されている部分に設ける場合は、規則第12条第1項第4号イ(ホ)(2)に規定する「屋外」に設けるものとして取扱うこと。

(ウ) 規則第12条第1項第4号イ(ホ)(3)に規定する「その他これらに類する室」には、耐火性能を有するパイプシャフトを含むものとする。

イ 構造及び性能

配電盤等は、告示第10号の規定によるほか、次によること。

(ア) 前(1)、イ、(ウ)によること。

(イ) 規則第12条第1項第4号イ(ホ)に規定する「第1種配電盤又は第1種分電盤以外の配電盤又は分電盤」とは、次の配電盤等とする。

a 告示第10号に適合する第2種配電盤等

b JIS C8480に適合する配電盤等

ウ 保有距離

配電盤等は、別表13の数値以上の保有距離を有するように設置すること。

別表13

(単位:メートル)

種別	各面の保有距離		屋外又は屋上に設置する場合の建築物等との保有距離
	操作面	点検面	
第1種配電盤等	1.0 (操作を行う面が相互に面する場合は1.2)	0.6 (点検に支障とならない部分についてはこの限りでない)	1.0
第2種配電盤等			3.0
その他の配電盤等			

エ 結線方法

前(1)、エ、(ア)によるほか、次の配電例により結線されていること。ただし、認定評価品にあつては、これに適合しているものとして取扱うことができる。

(ア) 電気事業者よりの受電点に使用する場合

(イ) 他棟で受電している場合で引込みによる場合

オ 容量

前(1)、オによること。

3 自家発電設備

(1) 設置場所

前2、(1)、アを準用するほか、次によること。

ア 不燃専用室に設置する場合、当該室の換気は、直接屋外に面する換気口又は専用の機械換気設備により行うこと。ただし、他の室または部分の火災により換気の供給が停止されない構造の機械換気設備にあっては、この限りでない。

イ 前アの機械換気設備には、当該自家発電設備の電源が供給できるものであること。

(2) 構造及び性能

「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号)の規定によるほか、次によること。

ア 燃料槽及びその配管等の設置方法等については、危険物関係法令及び条例の規定によること。

イ 燃料槽は、内燃機関又はガスタービン(以下「原動機」という。)の近くに設け、容量は定格で2時間以上連続して有効に運転できるものであること。

ウ 起動信号を発する検出器(交流附則電圧継電器等)は、高圧の発電機を用いるものにあつては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあつては、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けること。ただし、常用電源回路が前2の非常電源専用受電設備に準じている場合は、この限りでない。

エ 制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、4に準じたものであること。

オ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。

(ア) 専用に用いるものでその容量が蓄電池容量が10キロワット時を超えるもの(蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。)の場合は、キュービクル式のものとする。

(イ) 他の設備(変電設備の操作回路等)と共用しているものは、キュービクル式のものとする。

(ウ) 別室に設けるものは、4(1)の例によること。

カ 冷却水を必要とする原動機には、定格で1時間(連結送水管の加圧送水装置にあつては、2時間)以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽を当該原動機の近くに設けること。ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。

(3) 保有距離

別表14の数値以上の保有距離を有するように設置すること。

別表14

(単位：メートル)														
種別	各面の保有距離				周囲との保有距離	同装置間の保有距離	同じ面が相対する場合の保有距離				変電設備又は蓄電池設備との保有距離		屋外・屋上に設置する場合の建築物等との保有距離	
	操作面	点検面	換気面	その他の面			操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式の場合	キュービクル式以外の場合		
キュービクル式	1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0	
キュービクル式以外	自家発電装置	/	/	/	/	0.6	1.0	/	/	/	/	1.0	3.0	3.0
	操作盤	1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0			

(4) 結線方法

規則第12条第1項第4号イ(ロ)に規定する「他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない」は、次によること。

ア 非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとし、自家発電設備に一般回路を接続する場合は、前2、(1)、エ、(ア)の例によること。

イ 供給方法及び供給電圧に応じ次に示す配電例により結線されていること。この場合において、不可回路に変圧器を用いる場合は、前2、(1)、エ、(イ)、dの例によること。

(ア) 高圧発電設備で供給するもの

(イ) 低圧発電設備で供給するもの

(5) 容量

自家発電設備の容量は、消防用設備等が省令で定める時間以上作動できるものとするほか、次によること。

ア 自家発電設備に係わる負荷すべてに所定の時間供給できる容量であること。ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

(ア) 同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに消防用設備等を独立して使用するものは、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できる容量がある場合。

(イ) 消防用設備等の種別又は組合せ若しくは設置方法により同時使用がありえな

い場合にあっては、その容量が最も大きい消防用設備等の群に対して電力を供給できる容量がある場合

- イ 自家発電設備は、全負荷同時起動できるものであること。ただし、逐次5秒以内に、順次電力を供給できる装置を設けることができ、すべての消防用設備等が40秒以内に電源を供給できるシステムとすること。
- ウ 自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量であること。
- エ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で次に適合するものにあつては、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。
 - (ア) 火災時、点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることにより二次的災害の発生が予想されないものであること。
 - (イ) 回路方式は、常時消防用設備等に監視電流を供給しておき、当該消防用設備等(ポンプを用いるものに限る)の基同時に一般負荷を遮断するものであること。ただし、次の条件を全て満足する場合には、自動火災報知設備の作動信号で一般負荷を遮断する方式とすることができる。
 - a アナログ式自動火災報知設備又は蓄積機能付自動火災報知設備であること。
 - b 防火対象物全体が自動火災報知設備により警戒されていること。
 - (ウ) 前(イ)の方式は、自動方式とし、復旧は手動方式とすること。
 - (エ) 一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、6、(2)により施工すること。
 - (オ) 一般負荷の電路を遮断する機構及び機器は、発電設備室、変電設備室等の可燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けること。
 - (カ) 前(オ)の機器には、その旨の表示を設けておくこと。

4 蓄電池設備

(1) 設置場所

前2、(1)、アを準用すること。

(2) 構造及び性能

「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号。)(以下「告示2号」という)の規定によるほか、次によること。

ア 充電装置と蓄電池設備を同一の室に設ける場合は、規則第12条第1項第4号ハ(ハ)(5)の規定の例によること。

イ 蓄電池設備の電槽は、遮光措置を講じ、温度変化が急激でないところで、かつ、耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台は、この限りでない。

(3) 保有距離

別表15の数値以上の保有距離を有するように設置すること。

別表15

(単位：メートル)

種別	各面の保有距離				周囲との保有距離	蓄電池相互の保有距離	同じ面が相対する場合の保有距離				変電設備又は発電設備との保有距離		屋外・屋上に設置する場合の建築物等との保有距離
	操作面	点検面	換気面	その他の面			操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式の場合	キュービクル式以外の場合	
キュービクル式	1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	/	/	/	/	/	/	/
	充電装置 逆変換装置 直交変換装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	0	/	/	/

(4) 結線方法

前3、(4) (イを除く) の例によるほか、次に示す配電例により結線されていること。この場合において、充電電源の配線は、配電盤等から専用の回路すること。

- ア 主遮断器の一次側より分岐する場合
- イ 主遮断器の二次側より分岐する場合
- ウ 蓄電池設備と自家発電設備を併用する場合
- エ 直交変換装置と接続する方法

(5) 容量

蓄電池設備の容量は、前3 (5) (イ及びオを除く) の例によるほか、次によること。

- ア 告示第2号第2第1号(10)の規定によること。ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯にあつては、1時間以上の監視状態は必要としない。
- イ 一の蓄電池設備を2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合は、使用時分の最も長い消防用設備等の使用時分を基準とし、算定すること。
- ウ 蓄電池の容量の算定は、次によること。
 - (ア) 据置蓄電池、円筒密閉型ニッケルカドミウム蓄電池は、社団法人電池工業界規格(以下「SBA」という。)6001によること。
 - (イ) 小型シール鉛蓄電池は、SBA2501によること。
- エ 充電装置の容量は、組み合わせる蓄電池の公称容量の15分の1以上であり、浮動充電方式の場合、出力電流に常時負荷電流も加算すること。

5 燃料電池設備

(1) 設置場所

前2、(1)、アを準用すること。

(2) 構造及び性能

「燃料電池設備の基準」（平成18年消防庁告示第8号）の規定によること。

(3) 保有距離

別表16の数値以上の保有距離を有するように設置すること。

別表16

(単位：メートル)

種別	各面の保有距離				同じ面が相対する場合の保有距離				変電設備又は発電設備との保有距離		屋外・屋上に設置する場合の建築物等との保有距離
	操作面	点検面	換気面	その他の面	操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式の場合	キュービクル式以外の場合	
燃料電池設備	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0

(4) 結線方法

前3、(4) (イを除く) の例によるほか、次に示す配電例により結線されていること。

ア 低圧幹線に自動切替え装置を設ける場合

イ 自動遮断器等でインターロックして設ける場合

(5) 容量

燃料電池設備の容量は、前3、(5) (イ及びオを除く) の例によること。

6 配線

(1) 配線機器

ア 設置場所等

(ア) 規則第12条第1項第4号ホ(ハ)に規定する方法は、告示第10号に適合するものに収納するか又は不燃専用室に設けることによるものとする。

(イ) 電動機の手元開閉器(電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等)は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けてあること。

イ 開閉器

(ア) 専用であること。

(イ) 開閉器には、消防用設備等用である旨(分岐開閉器にあつては個々の消防用設備等である旨)を表示すること。

ウ 遮断器

(ア) 電源回路には、地絡遮断装置(漏電遮断器)が設けられていないこと。

(イ) 分岐用遮断器は、専用のものであること。

(ウ) 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線

の許容電流値以下であること。

(2) 非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路及び表示灯回路（以下「非常電源回路等」という。）の施工は次によること。

ア 耐火配線及び耐熱配線

非常電源回路等の配線を、規則第12条第1項第4号ホの規定に適合する配線（以下「耐火配線」という。）及び同項第5号の規定に適合する配線（以下「耐熱配線」という。）としなければならない範囲は次のとおりとする。

(ア) 非常電源が非常電源専用受電設備の場合は、建物の引込取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出し口）から耐火配線とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

a 地中

b 架空配線又は耐火構造若しくは防火構造の屋根若しくは屋側部分に施工する置側配線の場合で、建基法第2条第1項第6号に規定する「延焼のおそれのある部分」以外の部分

c キュービクル式の外箱内の部分

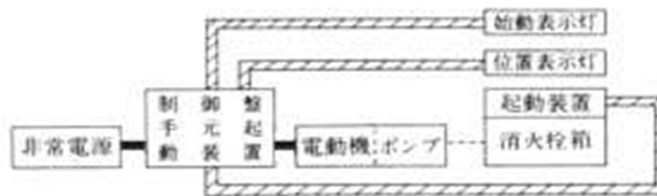
d 不燃専用室の部分

e 配電盤等の部分

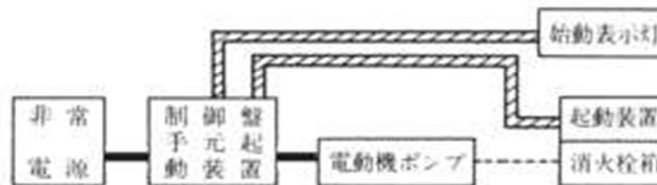
(イ) 蓄電池設備を機器に内蔵する場合は、当該機器の電源配線を一般配線とすることができる。

(ウ) 消防用設備等ごとに耐火配線及び耐熱配線の範囲は、次図によること。

① 屋内消火栓設備



② 屋外消火栓設備



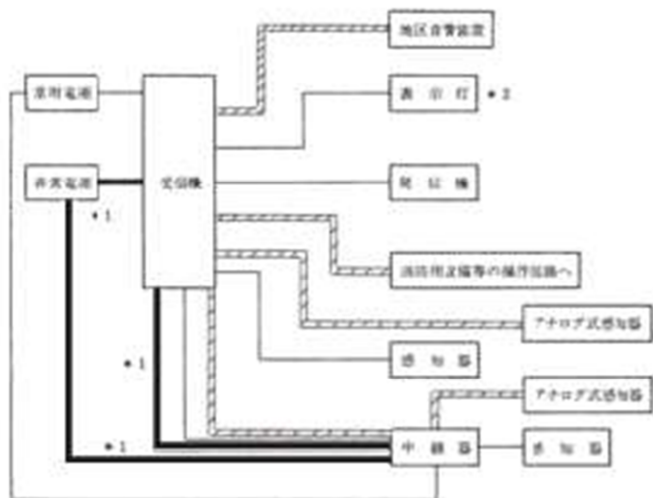
③ スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備



④ 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備



⑤ 自動火災報知設備



注 *1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）

*2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

⑥ ガス漏れ火災警報設備



⑦ 非常ベル・自動式サイレン



⑧ 放送設備



⑨ 誘導灯



⑩ 排煙設備



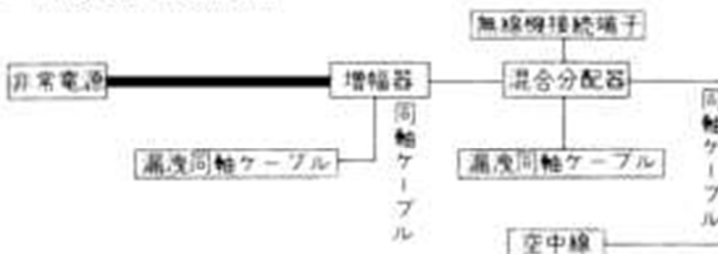
⑪ 連結送水管



⑫ 非常コンセント設備



⑬ 無線通信補助設備



備考

— は耐火配線、--- は耐熱配線、—— は一般配線、
 は水管又はガス管を示す。

イ 電線の種類及び工事方法

耐火配線及び耐熱配線は、別表16によること。この場合において、規則第12条第1項第5号ホ（イ）又は同項5号イに規定する電線は、次表「電線の種類」欄に掲げる電線とし、規則第12条第1項第4号ホ（ロ）又は同項第5号ロに規定する工事方法は、別表16「工事方法」欄に掲げる方法によること。

別表16

耐火耐熱保護配線の工事方法

電線の種類		工事方法
耐火配線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト 	<ol style="list-style-type: none"> 1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。
耐熱配線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト 	ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。
	耐熱電線 耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

注1 耐火電線は、「耐火電線の基準」（平成9年消防庁告示第10号）に適合する電線であること。

注2 耐熱電線は、「耐熱電線の基準」（平成9年消防庁告示第11号）に適合する電線であること。

備考 電線管等を耐火構造の壁、床等に埋設する場合は、金属管及び二種金属製可とう電線管等では10ミリメートル以上、合成樹脂管では20ミリメートル以上埋設すること。

ウ 電線の太さ

消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができるものであること。

エ 接続工法

耐火電線及び耐熱電線に接続部が生じる場合は、電線の耐火性能及び耐熱性能を低下させない工法とすること。